

新宿区規則第 7 2 号

新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例施行 規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例（令和 6 年新宿区条例第 44 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（連絡先の報告）

第 3 条 条例第 7 条第 3 項の規定による報告は、町会・自治会との連絡先報告書（マンション等建築主等）（第 1 号様式）により行うものとする。

2 条例第 8 条第 3 項及び第 4 項の規定による報告は、町会・自治会との連絡先報告書（マンション等管理者等）（第 2 号様式）により行うものとする。

（報告の時期）

第 4 条 条例第 7 条第 3 項の規定による報告は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定による確認の申請書を提出するときまでに行うものとする。

2 条例第 8 条第 3 項の規定による報告は、当該報告に係るマンション等におけるマンション等管理者等の決定後遅滞なく行うものとする。

3 条例第 8 条第 4 項の規定による報告は、同項の求めに応じて遅滞なく行うよう努めるものとする。

（補則）

第 5 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

町会・自治会との連絡先報告書（マンション等建築主等）

年 月 日

新宿区長 宛て

報告者 住 所：

氏 名：

電 話： （ ）

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

次のとおり、新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例第7条第3項の規定により報告します。

また、区がこの報告書の記載内容を、当該マンション等の地域の町会・自治会に提供することに同意します。

マンション等の情報	名 称（仮称可）： 所在地（地名地番）： 階数：地上 階・地下 階 戸数： 戸 分譲・賃貸等種別： ☐ 分譲 ・ ☐ 賃貸 ・ ☐ 分譲＋賃貸 工事着手予定月： 年 月 工事完了予定月： 年 月
町会・自治会との連絡先	☐ 建築主 ☐ 工事施工者 住 所： 氏 名（法人にあっては、担当者の氏名）： 電 話： （ ） FAX： （ ） メールアドレス：

【確認事項】

- (1) この報告書の記載内容は、当該マンション等の地域の町会・自治会へ提供し、町会・自治会とマンション等建築主等との連携のために利用させていただきます。
- (2) この報告書に記載していただいた個人情報については、適正に管理し、上記以外の目的では使用しません。
- (3) マンション等建築主等は、町会・自治会との連絡先に変更があった場合は、再度この報告書を提出してください。
- (4) マンション等建築主等は、当該マンション等のマンション等管理者等が決まり次第、当該マンション等管理者等に、町会・自治会との連絡先を区に報告する義務があることを伝えてください。
- (5) マンション等建築主等は、町会・自治会と協議した事項について、マンション等管理者等への引継ぎを行ってください。

町会・自治会との連絡先報告書（マンション等管理者等）

年 月 日

新宿区長 宛て

報告者 住 所：

氏 名：

電 話： （ ）

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

次のとおり、新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例第8条（第3項・第4項）の規定により報告します。

また、区がこの報告書の記載内容を、当該マンション等の地域の町会・自治会に提供することに同意します。

マンション等の情報	名 称： 所在地（住居表示）： 階数：地上 階・地下 階 戸数： 戸 分譲・賃貸等種別： ☐ 分譲 ・ ☐ 賃貸 ・ ☐ 分譲+賃貸
町会・自治会との連絡先	☐ 管理組合 ☐ 管理会社 ☐ その他（ ） 住 所： 氏 名（法人にあっては、担当者の氏名）： 電 話： （ ） FAX： （ ） メールアドレス：

【確認事項】

- (1) この報告書の記載内容は、当該マンション等の地域の町会・自治会へ提供し、町会・自治会とマンション等管理者等との連携のために利用させていただきます。
- (2) この報告書に記載していただいた個人情報については、適正に管理し、上記以外の目的では使用しません。
- (3) マンション等管理者等は、町会・自治会との連絡先に変更があった場合は、再度この報告書を提出してください。
- (4) マンション等管理者等は、マンション等建築主等と町会・自治会が協議した事項について、マンション等建築主等からの引継ぎを受けてください。また、マンション等管理者等を変更する場合も、町会・自治会と協議した事項について、引継ぎを行ってください。